

小千谷市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成31年4月25日

小千谷市監査委員	佐藤 昭夫
同	久保田 久栄

小監 第 66 号2

平成31年4月25日

小千谷市長 大塚昇一様

小千谷市監査委員 佐藤昭夫

同 久保田久栄

定期監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査対象
危機管理課及び会計課における平成30年度の財務に関する事務の執行
2. 監査の期間
平成31年3月26日 ～ 平成31年4月25日
3. 監査の方法
危機管理課及び会計課における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき、関係諸帳票の審査を行うとともに、関係者の説明を聴取して行った。
4. 監査の結果
財務に関する事務の執行について、おおむね適正と認めた。